

安全基準とガイドラインの概要

- **安全基準**は、遠隔操作型小型車システム※について、**リスクアセスメントを求めるとともに、衝突回避機能等の安全確保の観点からシステムが備えるべき事項を定める。**
- **ガイドライン**は、**遠隔操作者の知識・技能の確保**等の遠隔操作型小型車を**安全に運行するために使用者が遵守すべき事項を定める。**

安全基準の内容（例）

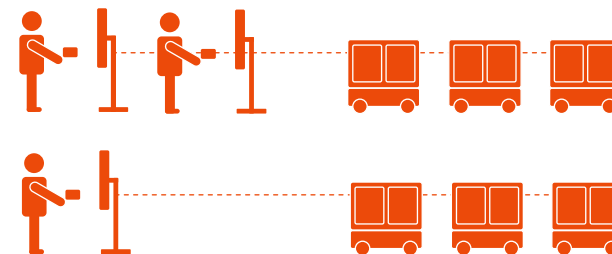
- 遠隔操作型小型車システムについて**リスクアセスメント**を実施し、適切な安全対策を講じること。
- **大きさ、最高速度、非常停止装置**等が、道路交通法に定める遠隔操作型小型車の要件に該当すること。
- 安全確保のため十分な品質の**遠隔監視機能**、適切な信頼性の**衝突回避機能**、的確な操作を行える**遠隔操作装置**、確実に停止できる**制動装置**等を備えること。

ガイドラインの内容（例）

- **道路交通法等の関係法令を遵守**して安全に走行させること。
- 安全な運行に必要な**遠隔操作者の知識・技能**、遠隔操作者**1人あたりの運行台数**等の適切な実施体制等を確保すること。

対象とする運行形態

目視外M:N運行



目視外1:1運行



目視内1:1運行



※ 遠隔操作型小型車、遠隔操作装置、関係する機器及びそれらの間の通信によって構成される系のことをいう。